

公立大学法人横浜市立大学

平成18年度

年度計画

平成18年4月

目 次

| | | |
|------|--|----|
| I | 大学の運営に関する目標を達成するための取組 | |
| 1 | 教育の成果に関する目標を達成するための取組 | 1 |
| 2 | 教育内容等に関する目標を達成するための取組 | 5 |
| 3 | 学生の支援に関する目標を達成するための取組 | 9 |
| 4 | 研究に関する目標を達成するための取組 | 11 |
| II | 地域貢献に関する目標を達成するための取組 | 13 |
| III | 国際化に関する目標を達成するための取組 | 15 |
| IV | 附属病院に関する目標を達成するための取組 | |
| 1 | 安全な医療の提供のための取組 | 17 |
| 2 | 健全な病院経営の確立のための取組 | 20 |
| 3 | 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組 | 23 |
| 4 | 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組 | 25 |
| 5 | 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組 | 26 |
| V | 法人の経営に関する目標を達成するための取組 | |
| 1 | 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組 | 28 |
| 2 | 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき取組 | 30 |
| 3 | 広報の充実に関する目標を達成するための取組 | 32 |
| VI | 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組 | 33 |
| VII | その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組 | |
| 1 | 安全管理に関する目標を達成するための取組 | 34 |
| 2 | 情報公開の推進に関する目標を達成するための取組 | 34 |
| VIII | 予算、収支計画及び資金計画 | |
| 1 | 予算 | 35 |
| 2 | 収支計画 | 36 |
| 3 | 資金計画 | 37 |
| IX | 短期借入金の限度額 | |
| 1 | 短期借入金の限度額 | 38 |
| 2 | 想定される理由 | 38 |
| X | 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 | 38 |
| XI | 剰余金の使途 | 38 |

I 大学の運営に関する目標を達成するための取組

1 教育の成果に関する目標を達成するための取組

(1) 学部教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策

【教育の成果】

＜専門教養教育・専門教育＞

〔国際総合科学部における専門教養教育〕

- ①・平成 17 年度の実績を踏まえ、新たに入学した 1 年次生に引き続き学習指導を行うとともに、学年進行に合わせ各履修モデルをもとに 2 年次生の学習指導を行う。
 - ・コース長は各コースの理念に沿った教育が実施できているかを自己評価し、改善・改革計画書を学部長に提出し、これらを改善改革報告書としてまとめ、公表する。
 - ・学生のコース選択が適正に行われるよう、演習担当教員、コース長および教務担当教員などが十分に連携を図る。
 - ・2 年生においては、特色である少人数教育のゼミにおいては、ゼミ室などを十分に配置して教員及び旧学部の学生との連携を整える。実践的教育として特色にうたっている実験実習においても充実が図れるよう配置を充実する。
 - ・専門教養における大人数講義（特に 2 年次科目）および大人数の実験実習には、適切な数の TA および並行講義を配置する。
 - ・教員及び職員が、入試、学生の履修状況、教務、就職状況等を把握できるシステムについて検討する。
- ②・社会経済および産業構造の視点から平成 20 年代に必要となる次世代の教育体系を調査する。
 - ・社会情勢の変化や学生のニーズ等を的確に把握するため、入学後のコース選択状況やコース選択後の学生の進路等に関する意識調査及び受験動向などについて分析を行う。

〔医学部における専門教育〕

(医学科)

- ①・平成 17 年度の PBL 教育の成果をふまえて、教員を対象とした PBL 教育研修会を開く。チューターの役割やシナリオ作成について教員の能力養成を図る。
 - ・17 年度に引き続きクリニカル・クラークシップを実施できる環境を整備するとともに、学生の病棟における休憩場所の確保など施設整備について検討する。
 - ・クリニカル・クラークシップに関する説明会などを通じて、教員の理解を深める。
 - ・附属 2 病院における大学病院としての役割（教育・研究・診療）についての患者の理解が得られるように努める。
 - ・本年度からはじまる新たなクリニカル・クラークシップについて適宜点検するとともに、新カリの 6 年次の選択実習の内容の詳細について検討する。
- ②・17 年度の検討結果に基づき、コアとアドバンストの比率や関係などについて検

討し、さらに基礎系と臨床系を統合した形のアドバンストカリキュラムを開発する。

〔看護学科〕

- ・「臨地教育のあり方を検討する協議会組織」を設置し、臨地実習教育の質向上に求められる機能を検討する。

【教育の成果・効果の検証】

〔国際総合科学部〕

- ・退学・休学・留年の事情を正確に把握し、海外研修、経済支援、キャリア形成に関する進路変更などの各事情に応じ、クラス担任やゼミ指導教員が国際交流担当、キャリア支援センターなどと連携して対応する体制の充実に努める。
- ・ゼミ室など講義研究棟の再配置を通じた学生同士の接触の機会を増やし、学習意欲の高揚と維持をはかり、学習意欲の喪失などによる休学が起きないように務める。
- ・キャリア支援センター窓口での学生対応と、学生相談室及びクラス担任、ゼミ指導教員による対応の有機的連携を図ると共に、休学、退学、留年の原因の一つと考えられる学生生活上の悩み等に対応する、カウンセリング体制を強化する。
- ・高校時の科目未履修者に対し、高校教員等の出張講義を依頼し学習支援の強化を高大連携事業の一環として検討する。

〔医学部〕

- ・医師国家試験の合格率を毎年高水準で維持する。今後とも全国の大学のうち合格率で上位を目指す。

【卒業後の進路】

〔国際総合科学部〕

- ・ベンチマーク作業を引き続き継続するとともに、キャリア支援室と協力して学生の進路希望調査を実施する。学生の進路希望調査に基づき、キャリア支援室で企業、専門職、行政機関などから求められる人材像などについて講演会やガイダンスを実施する。
- ・学生向け各種キャリアガイダンス等を開催する。学生の個人別相談や面接を行う。
- ・各コースにおける教育を通じ、自らのキャリア形成に対する意識づけを引き続き行うとともに、学生が自ら進学先や職業などのキャリア選択をできる環境整備を行う。

〔医学部〕

- ・入学時に地域での大学の役割や地域貢献などを意識付けるとともに、実習においても地域医療機関との連携を密にする。あわせて、前年の就職状況などから、地域への定着状況を把握する。

（２） 大学院教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策

【教育の成果】

〔国際総合科学研究科（博士前期課程）〕

- ①・17年度に締結した独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）及び独立行政法人物質・材料研究機構（NIMS）との連携大学院協定に基づき、実践的で高度な専門教育を実施する。
- ・17年度に締結した独立行政法人国際協力機構（JICA）との研究や人材育成に関する連携協定を受け、国際文化研究専攻は、連携大学院についての構想を検討する。また、まちづくり系については、専門職大学院構想の検討を進める中で、新たな教育研究体制を構築する。
- ・大学院と研究院・研究戦略検討委員会との連携を深め、研究成果の教育への反映に努める。
- ・大学院の役割である研究者養成や高度専門職業人養成など、全学的な視点から大学院のあり方について検討を開始する。
- ②・学部におけるヨコハマ起業戦略コース、基盤科学コース、環境生命コースなどからの進学者を受け入れられる新たな専攻の構想について引き続き検討する。

〔医学研究科（修士課程）〕

- ①・入学時のガイダンスに際してのカリキュラム説明に用いる資料に関して、17年度の試みを継続すると同時に、さらに充実する。
- ・17年度に継続して、学生向け、教職員向けのHPを充実し、シラバスや大学院最先端セミナー、生命倫理セミナーなどの情報をタイムリーに公開する。
- ・学生へのアンケートなど、学生の意見をカリキュラムの改善にフィードバックする仕組みを取り入れる。
- ②・17年度に実施した検討結果に基づき、既存カリキュラムの見直しを実施する。
- ・前年度の実績を踏まえ、高度専門職業人養成に向けた新たなコースの実現を計る。
- ・高度専門職業人養成に向けた新たなコースなどの設置に向けた具体的検討を進める。

〔国際総合科学研究科（博士後期課程）〕

- ①・国際総合科学部からの進学者を受け入れる平成21年度までは、引き続きその本格実施に向けて試行的に院生を派遣できる交流先を検討する。
- ・理学系では、連携大学院協定締結予定の研究機関と具体的な連携研究教育部門を開設できるよう引き続き検討する。
- ・大学院の役割である研究者養成や高度専門職業人養成など、全学的な視点から大学院のあり方について検討を開始する。
- ②・理学系では、引き続き知的財産関連の支援金の範囲内で、国際学術雑誌に研究成果を発表する前に特許申請について検討する習慣を確立する。

〔医学研究科（博士課程）〕

- ①・入学時のガイダンスに際してのカリキュラム説明に用いる資料に関して、17年度の試みを継続すると同時に、さらに充実する。
- ・17年度に継続して、学生向け、教職員向けのHPを充実し、シラバスや大学院最先端セミナー、生命倫理セミナーなどの情報をタイムリーに公開する。
- ・横浜国立大学との双方向遠隔講義を検討する。

- ②・医学研究の医療への展開（基礎的研究成果を臨床に応用することを目的に行うトランスレーショナルリサーチや治験）などを担う人材の育成に向けて、特に附属病院との密接な連携により、横断的教育体制を構築する。
- ③・博士課程に地域医療機関などに勤務する医師を対象とした「社会人コース」の設置に向けた具体的検討を進める。

〔国際総合科学研究科・医学研究科〕

- ・医学研究科、国際総合科学研究科、木原生物学研究所などを含め、横浜市立大学の生命科学の大学院の再編を検討する。
- ・共同研究・教育研究など、理化学研究所等との連携や、国家プロジェクトを推進するとともに、生命科学分野の再編について、研究の観点から検討する。

【教育の成果・効果の検証】

〔国際総合科学研究科・医学研究科〕

①（国際総合科学研究科）

- ・修士号は履修者全員に取得させる。博士号については、理系では進学者の70%に取得させ、30%の単位修得満期退学者に対してもその大半が1、2年以内に博士号を取得。

（医学研究科）

- ・17年度の検討結果を踏まえて、指導体制の改善策を実施する。

②（国際総合科学研究科）

- ・理系では、修士号取得者の研究の70%を少なくとも1報、国際学術雑誌で第一著者として発表し、博士号取得者には、2から5報を国際学術雑誌で第一著者として発表する。

（医学研究科）

- ・17年度の検討結果を踏まえて、在学中の海外研修・国際研究集会等への参加及び国際学術雑誌への論文投稿状況が明確に把握できるように改善策を実行する。

【修了後の進路等】

〔国際総合科学研究科・医学研究科〕

①（医学研究科）

- ・修了者の進路データの収集方法や、保存方法について検討し、実施体制を確立する。
- ・進路データを踏まえて、就職説明会など、組織的指導の機会を設ける。
- ・進路データを踏まえて、個別指導を徹底する。

②（国際総合科学研究科）

- ・修了者の進路データの収集方法や、保存方法を検討し、実施体制を確立する。

〔医学研究科〕

- ・進路データを踏まえて個別指導を徹底する。

2 教育内容等に関する目標を達成するための取組

(1) 学部教育の内容等に関する目標を達成するための具体的方策

【入学者受入方針】

- ①・入試業務の効率化・合理化を推進する。入試実施に関する教員組織の再構築を行い、入試業務の役割分担・責任の明確化を図る。
 - ・引き続き、入試制度別の追跡調査を行う。とくに18年度入学者の1年次成績の分析・評価を実施し、入試方法別選抜者数を含め入試方法の検討、改善に反映していく。
 - ・医学部看護学科において編入学試験を実施する。
 - ・18年度入試の結果の分析・評価を行い、課題を抽出し、質の高い学生の確保に向けて今後のあり方を検討する。
 - ・推薦入試について、これまでの実施結果等を踏まえて、必要な見直しを行う。また、指定校選定基準の見直しを検討する。
 - ・TOEFL 500を3年次への進級要件としていることを踏まえ、推薦入試において、一定の英語力を推薦条件として課す。
 - ・医学部看護学科の推薦入試について検討する。
 - ・オープンキャンパスを昨年に引き続き複数回実施する。オープンキャンパスの実施には、在学生の参加を一層進める。在学生と受験者との交流を深められるようつとめる。
 - ・大学説明会、入試相談会を実施し、入試の考え方を説明する。参加者の関心を強めるよう説明方法を工夫する。
 - ・大学説明会の県外での開催を検討する。
 - ・昨年に引き続き、高校・予備校訪問を実施し、大学のPR・入試説明を行う。
 - ・ガイダンス・セミナーへの積極参加に加え、高校への訪問説明を積極的に実施する。
 - ・質の高い学生を早期に確保する高大連携の方策を検討する。
 - ・17年度に実施した英語教育に特化した入学前教育の評価を行うとともに、さらなる拡充や入試での英語力の高い学生を確保する方策を検討する。
- ②・外部の専門家や専門職員を活用し、計画的に広報活動を展開する。
 - ・広報企画との連携体制を強化し、一体となった広報システムを構築する。
 - ・平成18年度入試の結果を分析・評価し、課題を抽出し、その改善・改革計画を作成する。
 - ・入学者アンケート、予備校のデータ、他大学の状況などにより、志願動機等を分析・評価し、入試広報活動に活かす。
 - ・生涯学習の拠点施設を上大岡からみなとみらい地区に移し、市民が受講しやすくする。多彩な講座を実施する。また、入試情報の提供など広報の拠点として活用する。
 - ・大学webサイトの充実を図る。他の機関が運営するWebサイトなどにバナー広告を掲出したり、受験予備校を活用したPRを行うなど、多様な広報を展開する。
 - ・入試広報手段、媒体、方法、内容等を整理・評価し、効果的な入試広報戦略を構築する。
 - ・大学見学者・入試相談等の受入体制を整備・構築する。在学生を活用したオープ

ンキャンパス、入試広報活動を展開する。

【教育課程】

- ・17年度の検討に基づく授業支援マニュアルを、学生による授業評価や自己評価などの調査をもとにさらに改良・整備する。
- ・教養ゼミAなどの標準化をさらに進める。教養ゼミA、Bの連携のあり方を整理し内容の充実を図るなど共通教養におけるカリキュラム全体の見直し、充実を図る。

〔国際総合科学部〕

- ①・コース長は各教員に各専門教養科目の目的やキャリア形成・共通教養科目との関連性、コースカリキュラムの構成等のガイダンスを引き続き行う。担当教員は前年度に作成した専門教養科目に関するシラバスを見直し、教材開発等を行う。
- ・専門教養科目に関して学生による授業評価を行い、成果の検証とそれに基づく内容の充実を図る。学生には問題提起能力、技法の修得水準等について自己評価させる。各教員は専門教養科目の改善・改革計画を作成する。結果を共通教養にフィードバックする。
- ・本学におけるeラーニングを導入する意義・目的等について検討を進める。

〔医学部〕

(医学科)

- ①医学部改革検討委員会（教育ワーキンググループ）において、統合型カリキュラム実施による問題点を検討する。
- ②共用試験及び各試験の結果を勘案して、カリキュラム運営会議においてカリキュラムの評価・検討を行う。

(看護学科)

卒業時の到達目標を明示し、看護学科1年次生に対し共通教養教育を実施するとともに、2年次生に対し専門教育を展開する。

【教育方法】

- ・両学部において、引き続きFDに関する実施計画を検討・作成し、適宜実施する。また、実施状況と課題について改善・改革案を作成する。
- ・医学科においては、FDに関する研修会を年1回を目途に実施するとともに、医学教育に関するワークショップを適宜開催する。
- ・17年度の学生による授業評価のフィードバックを行い、これらを分析・評価する。各教科担当者はその評価をもとに自己評価を実施し、改善・改革計画書を学部長又はコース長に提出し、改善のためのディスカッションを行う。
- ・教職員の連携会議を設置し、支援体制を整える。それらの成果を研修し情報・経験を共有する。
- ・新しいタイプの授業である教養ゼミA、Bの授業ノウハウを引き続き蓄積する。

〔国際総合科学部〕

- ①・コース説明会などにより学生へ学習目的を周知する。学生が何を学びたいかの要望も情報収集し、将来のコース改革の基礎資料とする。履修基本モデルについて各コースを担当する教員への周知を徹底するとともに、改善提案について積極的に議論し、実施する。
 - ・企業、地方自治体、NPO など卒業生受け入れ先を増やすことに努めるとともに履修基本モデルについて評価可能な仕組み作りを整備し、カリキュラムの改善を検討する。
- ②・TOEFL 等の目標スコアをクリアできていない学生については、よりきめ細かい授業体制を整える。
 - 1年次からのスコアアップ率などによる評価軸からも評価を行うことを検討する。
 - 2年次生の本学における語学教育に理解をより深め、自学自習の支援強化による学習効果をより高めさせる。また、教育方法を引き続き見直し、2年次終了時に最低達成基準に達するよう引き続き努力する。
 - ・実施体制上の問題点を洗い出し、授業効果の正確な測定に基づいて、使用教材・教授法・評価方法等についての検討を行う。
 - ・総合講義等において英語による授業を増やし、英語に対する学生のモチベーションを高める。
- ③・専門教養科目の開講に伴う大規模クラスなど TA の有効性が期待される科目に重点的に TA を配置する。担当教員は学期終了後、TA による効果や改善策等について報告書を作成する。
 - ・学生による自発的学習の場を確保するために、学内施設の再配置を検討する。

〔医学部〕

(医学科)

- ・17年度に引き続きクリニカル・クラークシップを実施できる環境を整備するとともに、学生の病棟における休憩場所の確保など施設整備について検討する。
- ・クリニカル・クラークシップに関する説明会などを通じて、教員の理解を深める
- ・附属2病院における、大学病院としての役割（教育・研究・診療）について協議を行い、連携を深める。

(看護学科)

- ・「臨地教育運営のあり方を検討する協議会組織」を設置し、必要事項の検討を行う。

【成績評価】

〔国際総合科学部〕

- ①・GPA の共通教養における導入の試行及び電算のシステム変更について検討する。
- ②・本学における成績優秀者顕彰制度を検討する。

〔医学部〕

- ・成績評価結果及び医師国家試験及び共用試験の結果を比較し、検証する。検討した結果を成績評価に生かす。

(2) 大学院教育の内容等に関する目標を達成するための具体的方策

【入学者受入方針】

〔国際総合科学研究科・医学研究科〕

①(国際総合科学研究科)(医学研究科)

- ・17年度に引き続き、ホームページ、学生の研究室訪問などを充実させ、入学志願者が研究科の教育研究方針などを十分に理解できる種々の機会を効果的に提供する。

②(国際総合科学研究科)

- ・17年度に引き続き、20年度に実施する入試(21年度入学)でA0入試を実施する方向で、選考に必要な諸項目を検討する。学部入試などでA0入試を先行している機関とその実態を調査する。

【教育課程】

〔国際総合科学研究科〕

①大学院のあり方について検討を進める中で、研究指導内容についての検討を行う。

②生体超分子科学では米国・英国などの研究機関、理学・ナノ科学・バイオ科学では、独立行政法人研究機関との連携、国際文化ではNPO・NGOなどとの連携、経営科学では行政機関との連携などを具体化させる。

〔医学研究科〕

(医学研究科(修士課程))

- ・医療関連の高度専門的職業人養成に向けた教育カリキュラムのさらなる検討と充実を図る。
- ・医療薬学、医療管理学、医工学などの医療関連の高度専門的職業人を目指す新たなコースの設定の具体的な検討を進めると同時に、設置の手続きを進める。

(医学研究科(博士課程))

- ①・医学研究科と国内教育機関などとの連携協定を締結する。
 - ・海外他機関などとの学生交換協定の締結などを検討する。
- ②・専門性の追求と同時に幅広い視点を備えた人材の育成に向けた、現博士課程の教育モデルの点検と改善すべき点の整理を引き続き行う。
 - ・博士課程の教育課程を見直し、医師の卒後教育の一環としての後期研修制度と整合性をはかる。
 - ・博士課程に、新たに社会人コースを設定する。

【教育方法】

〔国際総合科学研究科・医学研究科〕

①(国際総合科学研究科)

- ・連携大学院協定を締結している研究機関等の構成員を研究指導補助者として迎え、専門性を高める実践的な教育を実施する。

(医学研究科)

- ・主研究指導教員及び複数の副研究指導教員に加え、研究指導補助者などの仕組みを検討し、教育に反映する。

②(国際総合科学研究科)

- ・連携大学院の協定を締結した機関と共同研究を計画立案し、研究発展のために

院生の一部を参加させる。

(医学研究科)

- ・連携協定の締結など、独立行政法人研究機関等の連携施設を中心とした国内外の他施設における研究に積極的に参加させる為の仕組みを実現する。

【成績評価】

〔国際総合科学研究科・医学研究科〕

①(国際総合科学研究科)

- ・理系では、成績評価に、国内外の審査制度が設けられている学術雑誌等での研究成果の採用結果を反映させる。

(医学研究科(修士課程))

- ・研究者の養成コースに関しては、その成果を国際学術雑誌に投稿することを奨励する。一方、医療専門職の養成コースについては、特別研究科目の考え方を別途検討する。

(医学研究科(博士課程))

- ・国際学術雑誌への採択を学位取得の前提条件とする

②(国際総合科学研究科)

- ・17年度に引き続き、理系では、研究科が認める修士論文及びすべての博士論文の研究成果を国際学術雑誌に、文系では、博士論文の研究成果を国内外学術雑誌等に投稿するよう指導する。理系の博士課程については、その採用を学位取得の前提条件とする。

③(医学研究科)

- ・17年度に引き続き、修士課程については、その成果を国際学術雑誌に投稿することを奨励する。
- ・17年度に引き続き、博士課程については、国際学術雑誌への採択を学位取得の前提条件とする。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための具体的方策

【教育組織とカリキュラム管理体制】

コース長、カリキュラム長等が教育カリキュラムに応じて研究院や病院から教員を確保できるよう、学部長と研究院長が調整できる仕組みを構築する。

3 学生の支援に関する目標を達成するための取組

【学習環境の充実等】

- ①全学的な成績優秀者優遇制度の実施に向け検討を進める。
- ②図書館の開館時間について、学期中は平日9時～22時、土・日曜日9時～19時とする時間延長を平成18年度においても実施する。
また、学部・学科・コースカリキュラムに沿った学習用学術資料の充実とレファレンス・ガイダンスを引き続き実施するとともに、学生の情報探索・分析・表現能

力等情報リテラシーの基礎的能力の向上を目的とした利用者教育を推進する。

- ③引き続き本校舎教室の空調設備設置をおこなう。老朽化の著しい施設を改修し既存施設・設備の充実を図る。
- ④キャンパスのIT基盤整備に関する調査を実施し将来構想を含め検討するとともに、無線LAN等の導入について検討する。

【学生生活空間の拡充】

平成17年度に策定したキャンパスアメニティ整備計画に基づき、引き続き順次整備を実施する。

【学生の声を聴取】

アンケート結果を基に、学生生活保健協議会が中心となって、実現可能なものから実施方法等について検討する。

また、学長ランチミーティング等の機会を活用して、学生が意見を発信し易い環境づくりを醸成する。

【キャリア支援及び学生生活の充実】

- ①履修申請時に教員が常駐し行う学生の進路・履修相談を、平成17年度に引き続き実施する。

また、卒業後の進路については、キャリア支援を中心に、相談体制の充実を図る。

「就職活動体験報告会」等を開催し、就職内定者と在学生との情報交換の場を設ける。

- ②・17年度に設けた「キャリアサポーター登録制度」への卒業生の登録を、引き続き促す。多様な情報を収集し、在学生に情報提供を行い就職活動を支援する。なお、ホームページの運用については、個人情報保護の視点から課題を十分に検討する。
- ③17年度に引続き、国家試験の受験申込みの一括受付による、確実な申込みを行う。国家試験の結果（合格率、全国平均等）情報を収集、教員への提供により支援体制の充実を図る。

【学生生活の支援】

- ①・クラス担任制の着実な実施に併せ、平成17年度中に整理した他大学の調査結果を基に、教員との連携体制の構築に共同で着手する。
 - ・福浦キャンパスの学生の相談に対応できる心理カウンセラーの配置を引続き検討する。
- ②平成17年度に実施した「学生生活アンケート」を基に、学生自治会等の協力を得て、在学生による支援内容の整理を進め、可能なものから制度の構築に着手する。

【経済的支援】

- ①市大奨学金については、17年度に見直した要綱に基づいて引き続き実施する。また、他団体の奨学金情報のホームページ上での提供を引き続き実施する。
- ②学生生活保健協議会を中心に、スポーツ・文化・芸術分野等の優秀者を対象として

いる学長賞の見直しを行う。また、現在明確な対象となっていない学習・研究分野の優秀者に対する顕彰制度の取扱いを検討する。

なお、新たに必要となる経費等については、外部の協力を得ることを引き続き検討する。

4 研究に関する目標を達成するための取組

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための具体的方策

【目指すべき研究の方向性】

- ①産業界との共同研究の促進、国家プロジェクトの積極的な獲得などを目指して、戦略的に研究を推進する。
- ②国家プロジェクト等、外部研究費応募相談などの支援や、研究情報の積極的な提供など、企業等との共同研究マッチング支援を推進する。

【重点研究分野の選定】

大学の重点研究分野における研究を推進する。

【研究成果の公表】

- ①研究に関する情報提供を進める。社会からの多様な意見等を吸収し研究水準の向上を推進する。
- ②全教員が、大学ホームページの研究者データベースで著書、学術論文、学術賞、特許等を公表する。
- ③全教員が研究水準及び成果等について、自ら目標を設定し、点検・評価を実施する。

【成果の社会への還元等】

- ①知的財産の取扱いに関する方針にしたがい、特許の出願・維持及び企業等への技術移転を推進する。
- ②大学ホームページでの技術経営相談や、包括的基本協定を締結している横浜信用金庫の窓口を利用した企業等からの相談の受付を実施する。共同研究や受託研究を積極的に実施する。
- ③企業等との包括的基本協定の締結を推進し、共同研究・受託研究などの研究協力、インターンシップなどの人材交流、研究紹介などの研究交流等の協定事業を実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための具体的方策

【研究費のあり方】

- ①「戦略的研究費」及び「教育研究費」の効果的かつ適正な運用を行うとともに、外部研究費の獲得を推進する。
- ②「教育研究費」は、効果的かつ適正に運用するため科学研究費補助金等、外部研究費の申請を条件として交付する。

また、「戦略研究費」は、効果的かつ適正に運用するため重点的研究分野、若手人材育成分野、地域貢献促進分野に重点的に配分する。

- ③外部研究費に関する情報提供、公募相談や、科学研究費補助金応募説明会など、外部研究費の申請に対する支援を実施する。
- ④研究戦略委員会で、研究戦略プロジェクトの30～40%を戦略的配分枠とするなど、研究費の適正な配分及び研究内容の評価を実施する。

【研究推進体制の構築】

- ①教員と職員が一体となり、産業界との共同研究の促進、国家プロジェクトの積極的な獲得に向け、戦略的な研究を推進する。
- ②弁理士による発明相談、技術移転機関への委託等による移転先の探索、研究推進コーディネーターによる共同研究ユニット化の促進など、外部資金獲得の支援を充実する。
- ③電子学術情報を継続して提供するとともに、新たな電子学術情報の平成19年度導入について検討する。電子学術情報の利用に関しては利便性の一層の向上に努める。
また、医学情報センターの24時間利用を継続実施する。

【研究体制の構築と適正な研究者等の配置】

- ①ユニットによる共同研究を推進する。
- ②外部研究機関や民間企業等の研究員等についても、共同研究員として積極的に迎える。
- ③共同研究・教育研究など、理化学研究所等との連携や、国家プロジェクトへの参画を推進するとともに、生命科学分野の再編について、研究の観点から検討する。
- ④既存施設の有効利用による先端的医科学研究センターの整備を図り、バイオバンク機能及び先端的医科学研究の実施により先端医科学研究センターをスタートする。

【粒子線がん治療施設の設置】

17年度検討委員会の検討結果をふまえ、粒子線治療施設整備に向けた課題の検討を行う。あわせて、がんの患者さんにとって最適な医療を提供できる体制の構築について検討を行う。

【研究機器等の活用の促進】

- ①研究設備等の共用化、オペレーターの配置など、研究に必要な設備等の活用・整備を実施する。
- ②各キャンパスの研究施設管理委員会で、研究室の配置等を見直し、共同研究スペースを創出する。

【研究倫理の確立】

「横浜市立大学医学部研究等倫理規程」等学内の各種倫理規程や関係規程にしたがい、研究倫理の確立に努める。

II 地域貢献に関する目標を達成するための取組

【学部・大学院教育を通じた人材育成】

「I—1 教育の成果に関する目標を達成するための取組」で記載。

【診療を通じた市民医療の向上による地域貢献】

「IV—3 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組」で記載。

【地域医療の向上】

引き続き、医学部長のもとに「地域医療連絡委員会」を設け、医局の透明性、客観性の確保を図る。

【研究を通じた研究成果や知的財産の産業界への還元】

- ①企業等との包括的基本協定の締結を推進し、共同研究・受託研究などの研究協力、インターンシップなどの人材交流、研究紹介などの研究交流等の協定事業を実施する。
- ②全教員はホームページを通じた技術経営相談、研究者データの公開を行うとともに、産学連携イベントに参加する。
- ③全教員は横浜市等の各種委員会、審議会へ積極的に参加する。

【大学の知的資源の市民への還元】

- ①市立大学の知的資源を市民に還元し、高まる市民の学習意欲に応えるため、拠点施設を上大岡から都心部のみなとみらい地区に移転し、講座を受講しやすくする。講座内容は、これまで開催してきた講座のほか、市民のニーズにより対応した実務講座など資格取得に結びつくようなものや高度な専門知識が習得できるような講座を充実していく。
- ②社会人再学習講座については、拠点施設をみなとみらい地区に移転後、資格取得に結びつくような講座の内容等を検討する。市内中学・高校教員への専門的なリカレント教育について、参加しやすい時期、内容等を教育委員会と検討し実施する。
- ③ e-ラーニングについて、システム・経費等の検討をする。
- ④横浜市立科学技術高校(仮称)並びに市立高校の教育内容及び教育方法の向上に関する特別協定書を市教育委員会と平成18年1月25日に締結したので、具体的協議事項及び実施方法等を協議・実施する組織を設置する。
- ⑤17年度に学内で組織した高大連携プロジェクトの内容を教育委員会と協議し、リメディアル講座について検討していく。

【施設の開放】

- ①市大交流プラザ「いちょうの館」を大学と地域、市民、企業、卒業生等との交流の場としてさらに活発に活用していくため、地域や市民、企業、卒業生の方々などの

情報コーナーを新たに設置・運営するとともに、学生の課外活動等の発表の場として活用することにより、相互の交流の促進を図る。

②学術情報センターの市民開放を引き続き実施する。

金沢八景キャンパス本館では、市民向け図書貸出サービスを継続して実施する。情報探索をテーマとした市民向け講習会を休日及び夜間に引き続き開催する。

また、福浦キャンパス医学情報センターでは、市民向け図書貸出サービスを新たに開始する。医師の臨床研修協力病院の各図書室に対し相互貸借等による学術情報の提供を行う。

Ⅲ 国際化に関する目標を達成するための取組

【国際交流を推進するための体制】

- ・国際交流委員会の機能を拡充し、市大の国際化推進を担う組織への転換を図る。同時に、国際交流センター事務局の支援体制を整備する。
- ・このような体制のもと、「グローバルな視野を持って活躍できる人材育成」を実現するために以下の3つの戦略を柱として展開する。
 - ①海外での大学でも通用するカリキュラムづくり。
 - ②効果的な教育支援システムの構築。
 - ③グローバルな人脈づくりが可能なキャンパス。

【学生の留学の支援】

- ・留学しやすい多様な機会を提供するため、協定大学への派遣プログラムを拡充する。
- ・協定校以外の海外大学での学習効果を適切に評価する仕組み等を整え、それらの大学で取得した単位の認定について検討する。

【留学生受入】

- ・英語版ホームページの内容を充実し、積極的に情報を発信する。
- ・米加連合等の外国人研究者をリソースとした英語による授業や交流プログラムを実施する。
- ・留学生の宿舎確保、アルバイト斡旋、日本語教育支援などの相談体制を充実する。
- ・地域交流を推進するための国際交流ラウンジの設置を検討する（留学生のみならず国際交流に関心がある日本人学生も地域レベルの交流活動に参画できるような環境を整備するために、金沢区役所との連携で「国際交流ラウンジ」の拠点を市大に設置することを検討する）。
- ・国際交流ラウンジの活動に留学生を活用し、語学講座、通訳、翻訳ボランティアなど、留学生の能力が活かせる場を整える。

【教職員の交流】

- ・協定校等から著名な研究者を招聘し、セミナーやシンポジウムを開催し、教職員や学生が国際的なレベルで教育研究状況を学べるよう支援する。
- ・外国人教員の採用にあたり英文による海外公募を行い、外国人の教員や優秀な研究者の採用を目指す（とくに外国人にこだわることなく、海外での教員経験者等を含める）。

【国際社会への貢献】

- ・JICA横浜との連携を強化し、海外スタディツアー等国際協力分野での連携プログラムを実施する。
- ・CITYNETとの連携協力に関する協定を締結し、CITYNETのネットワークを活用した教育プログラムを実施する。

【海外の大学等とのネットワーク構築】

- ・平成17年度に訪問した、海外大学等とのネットワーク構築へ向けて、具体的な教育プログラムの開発やファカルティ・ディベロップメントへ向けたプログラム等の検討を行なう。

IV 附属病院に関する目標を達成するための取組

1 安全な医療の提供のための取組

【医療安全文化の醸成】

- ・これまでの安全管理に対する取組を充実させると共に、新たな取組を行っていく。また、2病院間の情報の共有化と連携を図り、引き続き充実した医療安全体制を構築していく。

[附属病院]

- ・安全管理対策委員会やリスクマネージャー会議の活用、インシデント報告システムへの電子入力導入等により安全管理情報の院内共有化を図るとともに、業務の改善とマニュアルの改訂を継続的に実施する。
- ・ポケット版医療安全管理指針を発行する。
- ・安全管理講演会の定期開催を引き続き行う。
- ・「医療安全に関するリスク要因提案書」を職員から受け付け、業務改善に現場の意見を反映させていく。

[センター病院]

- ・引き続き、インシデント報告（「医療安全に関するリスク要因提案書」を含む）を推進するとともに、リスクマネージャーの質向上のため、院内外研修会への参加等を促進する。また、初任時研修・幹部（管理者）研修の充実、e-learningによる教育研修システムを充実し、職員の情報共有化推進などを継続的に行う。

【インフォームドコンセントの充実・強化】

- ・引き続き新採用・現任職員へのインフォームドコンセント研修を実施し、職員のコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・カルテ監査やカルテ開示状況の点検・報告を引き続き定期的に行う。

[附属病院]

- ・外来診療における薬剤情報提供など薬剤師としてチーム医療に参画していく。

【安全管理教育の充実】

- ・患者の視点に立った安全管理研修の定期開催と、職員の積極的な参加を促進する。（年間2回以上の出席義務化。）
- ・研修医に対する意見交換会を引き続き開催し、安全管理教育の徹底を図る。

【安全面を考慮した療養環境・セキュリティの充実】

[附属病院]

- ・防災放送設備の改修並びに、院内防犯カメラの増設等を行い、施設面のセキュリティ対策を充実する。
- ・パソコンの盗難予防対策を行い、患者情報管理の徹底を図る。

- ・施設警備の強化など危機管理対策の充実を図る。

[センター病院]

- ・出入り口等の録画等院内防犯カメラを充実する。
- ・入館チェック、暴力行為への対応、緊急コール、盗難対策、緊急連絡体制、管理当直等危機管理マニュアルを充実する。
- ・警備体制、警察署との連携等、警備機能を強化する。
- ・個人情報保護研修会の開催、各部署研修の実施等情報セキュリティを強化する。

【医療安全管理取組情報の提供】

- ・医療事故公表判定委員会の活動を引き続き推進する。医療安全管理に向けた情報を様々な場を通じて公開する。

[附属病院]

- ・「医療安全管理の取組について」を引き続きホームページに掲載する。広報紙などを通じて安全管理活動に関する情報提供を行う。

[センター病院]

- ・ホームページに「医療安全管理の取り組み」を引き続き掲出する。病院内における医療安全関係の各種会議や研修について適宜情報提供する。
- ・医療安全管理に関するシンポジウムや意見交換会を開催し、医療安全管理の取り組み等の周知を図る。
- ・医療安全管理について、入院患者アンケートや院内投書等から提案された項目において改善が図られたものを中心に、院内に掲出し、安全管理の取り組みを患者に周知する。

【病院機能評価の継続取得、ISO9001認証取得、ISO14001認証取得】

[附属病院]

- ・病院機能評価Ver 5.0の取得に向け、病院全体で業務改善に積極的に取り組んでいく。
- ・病院機能評価推進委員会を中心に機能評価認定レベルまでの病院全体の進捗管理を実施する。(11月受審予定)
- ・臨床検査部において、ISO15189の19年度取得に向けた、職員研修、書類整備等の準備作業を行う。
- ・ISO9001の取得に向け、手術材料の術式別セットの標準化や、棚卸(年2回)の実施を行う中で部門在庫の整理を進める。

[センター病院]

- ・手術部門、心臓血管カテーテル室における物流を中心とした業務フローをISO9001のフレームに基づき見直しを進める。

【災害時医療の充実】

[附属病院]

- ・17年度作成した初動体制マニュアルを基に、「災害救急対策マニュアル」の改訂を行う。

- ・ 「災害救急対策マニュアル」に基づいた、大規模災害を想定した模擬訓練を実施する。
 - ① 危機管理訓練
 - ② 受入患者トリアージ訓練
 - ③ 病棟避難訓練

[センター病院]

- ・ 災害医療拠点病院として、災害時の職員の行動や患者の受入等 「災害対策マニュアル」の拡充を図る。
- ・ 災害医療拠点病院合同防災訓練に企画段階から参加する。高度救命救急センターを中心に実務者を派遣する。
- ・ 大地震の発生を想定した訓練を実施する。
 - ① 危機管理訓練（発災から本部立ち上げ、被害調査、診療継続可否、患者受入等机上模擬訓練）。
 - ② 受入患者トリアージ訓練（初期対応訓練）。
 - ③ 病棟避難訓練（入院患者等）。
- ・ 院内講師や外部講師による災害時医療に関する研修会を開催する。
- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）研修の受講及び災害時におけるDMAT要員の派遣を行う。
- ・ 消防局、他医療機関等と連携し化学災害テロに備えた訓練を実施する。

【院内感染対策の推進】

[附属病院]

- ・ 感染対策委員会の見直しを行い、機動的かつ迅速な危機管理体制を整える。
- ・ 病棟使用滅菌器材の一元化処理のシステム化を行い、運用を確立する。
- ・ 新型インフルエンザ等の新たな感染性疾患に対応した「感染対策マニュアル」の迅速な改訂を行う。
- ・ 抗菌薬使用の際の届出率の向上を図る。
- ・ 感染予防スキルアップ研修や全職員向けの講演会などを開催し、感染対策意識の啓発活動を行う。

[センター病院]

- ・ 「感染対策マニュアル」の見直し及び周知を強化する。
- ・ ICT(※)活動を充実する。
 - (※) ICT(Infection Control Team)
 病院内の感染管理のために病院長直轄に組織する職域横断型のタスクフォース(医師6名、薬剤師1名、看護師7名で構成)。
- ・ 抗菌薬の適正使用に関する取り組みを強化する。
- ・ サーベイランス実施及び評価を行う。
- ・ 感染対策の教育研修を充実する。

2 健全な病院経営の確立のための取組

【附属2病院の運営】

- ・それぞれの病院の特性を発揮する中で、医療関係者の育成や医療の発展・充実のために貢献し、積極的に収支改善等を推進、より自立した経営を目指す。

[附属病院]

[18 予算：入院単価 44,700 円、病床利用率 93.0%、外来単価 9,800 円、
人件費比率 55.0%、医薬材料費比率 35.2%]

[センター病院]

[18 予算：入院単価 52,200 円、病床利用率 93.0%、外来単価 8,926 円、
人件費比率 55.8%、医薬材料費比率 31.4%]

【病院長の権限強化】

- ・病院長権限の内容を再度検証する。より明確化が必要とするものについては、検討する。
- ・院経営推進本部会議を引き続き定期的に開催し、病院経営をサポートする。

[附属病院]

- ・トップマネジメント会議、中央部門・看護部運営委員会を中心としたマネジメント体制の確立を図る。
- ・病院長権限を強化するために、副病院長を現行の2名から3名に変更し、担当業務を明確化した上で、病院長の補佐機能を強化する。

[センター病院]

- ・「経営品質」の取り組みを推進する。“しつこく語り続ける経営”を進めながら、病院全体のガバナンス力を高め、組織風土改革に向けて引き続き取り組む。

【運営交付金の考え方】

- ①②・アウトソーシング化の推進による人件費の縮減や医薬材料費の縮減による支出減を引き続き行い、医業収支について改善を進める。附属病院においては現行の高い稼働実績を引き続き維持する。センター病院においては診療科再編に伴う更なる診療実績向上のための準備を進める。

[附属病院]

- ・医業収入を17年度水準に維持することで、収益的収支にかかる運営交付金を111,762千円前倒し縮減を行う。一方救急体制の拡充に伴う施設整備として資本的収支にかかる運営交付金を100,000千円増額する。
(収益的収支運営交付金28.0億円、運営交付金総額32.1億円。)

[センター病院]

- ・医業収支改善を進め引き続き運営交付金の縮減を図る。
(収益的収支運営交付金18.5億円、運営交付金総額19.0億円。)

【診療科の再編や病床配分の弾力的運用】

[附属病院]

①②

- ・引き続き病床管理室を中心とした病床の弾力的な運用の徹底を図る。
- ・基礎病床配分数の見直しを定期的に行い、効率的な病床利用を図る。
- ・引き続き各診療科に診療科部長補佐を配置し、効率的・組織的な病棟運営、患者サービスの向上を図る。

[センター病院]

③・引き続き診療科再編案の検討を行う。

【診療に関わる料金設定の見直し】

- ・市立病院、地域中核病院等との料金設定のバランスを考慮し、必要に応じて各種料金について検討を行う。

【診療外収入の確保】

- ・診療外収入の確保を図るため、施設使用料金について、売上に応じた料金設定（ロイヤリティー設定等）についての検討を引き続き行う。

【人件費比率の適正化】

- ・引き続き業務の委託化やアウトソーシングの活用等により、効率的な人員配置を図っていく。

[附属病院]

- ・機能評価受審に向けた準備と平行して、各部門における業務の見直しを実施し、超過勤務時間の削減や効率的な人員体制の確立を図る。
- ・安全管理の強化、患者サービスの充実を図るため、看護師の確保対策を強化する。
(18 予算：人件費比率 55.0%)

[センター病院]

- ・アウトソーシングの活用や人財の効果的育成活用を進めることにより、医業収益の積極的確保を進め、人件費比率低減を目指す。(18 予算：人件費比率 55.8%)

【医薬材料費の適正化】

- ・診療材料などについて共同購入など様々な調達方法を検討する。

[附属病院]

- ・医薬品、診療材料の新規採用にあたっては、既採用品目の整理・削除を引き続き徹底する。
- ・引き続き後発医薬品の採用促進や術式別診療材料の見直しによる手術材料費の削減などを行い、医薬材料費を縮減する。
(18 予算：医薬材料費比率 35.2%)

[センター病院]

- ・手術室・カテ室トータル管理システムを導入し、物流管理の徹底、医師別データな

どの情報分析を実施する。

- ・価格交渉の徹底等医薬材料費比率縮減の取組みを引き続き継続する。
(18 予算：医薬材料費比率 31.4%)

【IT化の推進】

- ・院内 WEB の活用による情報の共有化を引き続き推進する。

[附属病院]

- ・現行業務フローの点検・見直しを行い、電子カルテ基本計画等の策定に着手する。

[センター病院]

- ・現行業務フローの点検・見直しを行い、電子カルテ化の検討・調査を行う。

【施設・機器の更新計画の再検討】

[附属病院]

- ・17 年度策定した医療機器購入評価基準に基づき、機器購入の優先順位を評価していく。
- ・引き続き施設・機器更新計画の見直しを行う。

[センター病院]

- ・稼働実績や医療ニーズを勘案し、計画的整備を進める。

設備：2.3 億円（内 総合周産期母子医療センター設備 0.7 億円）

施設：0.5 億円（経常工事）

【経営情報の整備】

[附属病院]

- ・院内 WEB 上で提供する経営情報コンテンツを充実させ、病院職員の経営意識の醸成を図る。
- ・患者アンケートの結果など患者さんからの意見についても院内 WEB 上に掲載し、患者サービスを検討する素材とする。

[センター病院]

- ・従来までの診療科別損益分岐点比率などの月次統計の他に、支出データ等に加えて、患者さんの声なども院内ホームページの経営情報として公表するなど、さらなる情報の共有化を引き続き推進する。

【クリニカルパス（入院診療計画書）の作成・活用の拡大】

[附属病院]

- ・クリニカルパス推進委員会を通してパスの作成件数・実施件数の向上を進め、クリニカルパス大会の開催によりパス情報の共有化、院内標準化を推進する。
- ・地域の医療機関との「連携パス」についての検討を行う。

[センター病院]

- ・患者本位の医療提供を推進するために引き続きクリニカルパス実施件数の増加を図る。
- ・DPC(包括請求)適用病院化を見据えて、パス使用患者の DPC 請求点数と出来高点数

との比較を行い、パス自体の財務面からの検証も併せて行う。

【省エネルギーの推進】

[附属病院]

- ・17年度・18年度事業で導入する新中央監視設備を前提とした省エネルギー計画の策定を行う。
- ・空調運転時間の見直しにより省エネルギー化を図る。

[センター病院]

- ・引き続きコージェネレーションシステムの運転計画の見直し等により、光熱水費、使用エネルギー消費量の削減に努めるとともに、ガス供給事業の自由化の拡大に伴い、平成19年度からの入札の実施について検討する。

3 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組

【地域医療連携及び患者相談体制の整備】

[附属病院]

- ・横浜市救急医療体制の充実に寄与するため、「横浜市病院群輪番制」に参画し、これに伴う施設整備並びに人員体制の整備・拡充を行う。
- ・横浜市子育て支援事業本部のモデル事業を活用し、小児科への入院児のきょうだい児等で、親が付き添い等により保育に欠ける際に、必要な保育サービスを提供する。
- ・アドボカシーの観点から17年度に開設した、「総合医療サポートセンター」を中心に、患者さんの相談や要望をトータルでサポートする体制を充実させる。
- ・引き続き「診療科部長による相談コーナー」を実施し、より患者さんのニーズにあった相談が実施できる運営体制を検討する。
- ・患者向け医療情報コーナーを開設し、「かかりつけ医相談」の機能について検討を行う。

[センター病院]

- ・現在の母子医療センターの設備・機能を強化し、新たに「総合周産期母子医療センター」の認定を得て、周産期救急機能の充実を図る。
- ・福祉医療相談、看護相談、転院調整等、患者相談を総合的に行う機能を引き続き充実させる。
- ・アドボカシーの視点から患者サービスの向上を図るために平成17年度より導入した『医療コーディネーター(薬剤師、看護師)』の活動の充実を図る。
- ・引き続き診療案内やホームページ等広報業務の充実、紹介外来推進策の検討、地域医療連携登録制度のPRによる医療機器共同利用や受託検査等を積極的に実施する。
(目標：紹介率60% 逆紹介率33%)
- ・紹介状をお持ちになられた初診患者の時間予約制の導入検討。

【地域医療従事者への研修機会の提供】

①②市民講座、地域医療機関を交えたオープンカンファレンスや公開セミナー等の定期開催により、地域医療従事者への研修機会を提供していく。

【セカンドオピニオン外来の開設】

引き続き平成17年度に開設したセカンドオピニオン外来の充実を図る。

【待ち時間の短縮】

(目標：診療待ち時間 30分以内、会計待ち時間 30分以内)

[附属病院]

- ・会計待ち情報表示システム、自動精算機等の導入を図り、会計待ち時間の短縮を図る。
- ・会計窓口でPOSシステムを導入し、外来診療費の支払いをより効率的に行えるよう改善する。
- ・診療待ち時間が恒常的に長い診療科の予約枠について調査を行い、必要に応じて予約枠設定の見直し等を行う。
- ・待ち時間の実態を把握するため、引き続き外来患者アンケートを実施する。

[センター病院]

- ・診療科・センター毎の待ち時間の状況分析を行い、目標に達していない予約が存在する場合は、予約枠の見直しの検討を行う。
- ・突発での診療遅延（入院患者の急変・急患対応等）の表示について検討する。
- ・会計時間が目標の30分以内になるよう、応援体制について検討する。

【市民講座の充実】

① [附属病院]

- ・リカレント講座などと連携を図るほか、病院独自企画の市民向け医療講座を内外で幅広く展開する。
- ・病院ホームページや広報紙、広報よこはまなどを積極的に活用し、市民講座のPRを充実させる。
- ・市民医療講座の内容をビデオ収録するなど、ライブラリとして幅広く利用できるようサービスを検討する。

② [センター病院]

- ・ニーズの高いテーマの選定、ホームページ・広報誌等による積極的なPRを行った上で、市内各地区での出張開催など、月1回程度定期的に市民講座を開催する。
- ・県内他病院等と合同で市民講座を主催する。
- ・講座内容を映像化し、各所に頒布する。

【病院ホームページ上での医療・健康に関するコンテンツの充実】

[附属病院]

- ・よりわかりやすく、使いやすい病院ホームページを目指し、健康知識コラムや医学用語解説などのコンテンツを充実させる。

[センター病院]

- ・引き続き、医療健康コラムなどホームページの充実を図る。

【一般向け病院広報誌の発刊】

[附属病院]

- ・17年度に引き続き、「附属病院だより（仮称）」、「診療のご案内」、「外来担当医表」等について、対象ごとに掲載内容を吟味した広報展開を行っていく。
- ・各部門の職員で構成する院外向け広報紙の編集会議を立ち上げ、発行スケジュールや記事内容の検討を行い、年4回発行する。

[センター病院]

- ・他病院の状況を調査した上で、掲載基準等を決定し、年2回程度の定期刊行を行う。あわせて誌面への広告掲載を検討する。

【患者向け医療情報コーナーの設置】

[附属病院]

- ・2F外来ホールの一部に医療関係図書や病院からのお知らせ、コンピュータ端末による情報検索などが可能となる医療情報コーナーを設置する。

[センター病院]

- ・引き続き患者向け医療情報コーナーの設置場所等の検討を行う。

【会計窓口でのデビットカード、クレジットカードの導入】

- ・17年度より導入したデビットカード、クレジットカードによる決済やコンビニ収納が引き続き円滑に行えるよう、窓口サービスの充実を図る。
- ・カード決済機能を備えた自動支払機を導入し、患者の会計にかかる利便性を向上させる。

【チーム医療の推進】

[附属病院]

- ・緩和ケアチーム、褥創対策チーム、栄養療法チーム、クリティカルパスの作成などの活動を通じ、職種間連携を活性化し、チーム医療の連携を図る。

[センター病院]

- ・医療動向や疾病動向の変化に対応できる疾患別・系統別センターへの再編案を検討する。

4 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組

【高度先進医療の推進】 [附属病院]

- ・高度先進医療の承認申請を引き続き積極的に行う。
- ・高度先進医療、研究開発医療の実施状況を定期的に調査し進捗管理を行う。

【専門外来の充実】

[附属病院]

- ・各診療科から選任した女性の専門医からなる「女性専門外来」の開設についてプロジェクトチームを作り検討する。

[センター病院]

- ・現状の専門外来の整理、患者需要の把握、民間病院・私立大学病院の状況把握等を行った上で、患者にとって分かりやすく、かつ高度な医療提供ができるように再編成を検討する。

【がん治療の充実・推進】

[附属病院]

- ・外来化学療法室の安定稼働を図り、利用可能診療科を漸次拡大していく。
- ・化学療法登録審査委員会へのプロトコル登録を充実させる。
- ・がん治療の充実をさらに図るために、緩和ケア、在宅継続看護との連携を推進する。
- ・生存率等がんに関わる統計指標の充実を図る。

【先端医科学研究やトランスレーショナルリサーチへの取組】 [附属病院]

- ・TRY2010事業として、附属病院版TRの事業スキーム、組織体制等について、外部有識者の意見を取り入れながら調査、検討を行う。

5 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組

【市大病院学会の創設】

[附属病院]

- ・各部門が自主的に行っている勉強会、研究発表会等をリサーチし、複数職種にまたがるような活動について「市大病院学会」として位置づけを行い、開催日、場所などを院内に広く周知し、活動の活性化を図る。
- ・市大病院学会の活動の一環として、地域医療機関の医療従事者に対して行うセミナー等を開催し、地域貢献を図っていく。

[センター病院]

- ・引き続き地域医療従事者への研修機会提供を行っていくことに加えて、市民向けの健康医学講座を地域医療機関等と共催する。

【専門医・認定医の育成強化】

- ・初期臨床研修終了後の後期臨床研修制度（「専門医キャリアデザインシステム」）を実施し、充実させる。
- ・指導医養成研修会等を開催し、指導医の育成を進める。

[附属病院]

- ・後期臨床研修医の育成強化のため、研修プログラムの充実、協力病院、地域医療機関とのより一層の連携を目指して、臨床研修育成プロジェクトを設置する。
- ・後期臨床研修医と病院長、トップマネジメント会議メンバーとの意見交換会を開催する。
- ・医学部と連携した小児科、産婦人科医育成プログラムについて検討を行う。

【研修医の育成】

- ・臨床研修センターにおいて、初期・後期一体型臨床研修制度等オリジナリティーのある臨床研修制度の開発・検討を行う。
- ・臨床研修センター機能の充実・強化を図るため、臨床研修委員会において、育成方針の決定、臨床研修の課題等の検討を行う。

【職員の声を吸い上げるシステムの構築】

[附属病院]

- ・院内 WEB を活用し、病院職員が直面する課題について、報告をし、改善提案ができるコンテンツを展開する。
- ・あいさつしようキャンペーン「WiSH」の活動を継続するとともに、病院の職員が一体感を感じることができるイベントの企画を行う。
- ・各部門の職員が院内広報紙の編集活動に携わるなど、部門間の相互理解を図り、また発表する喜びを感じられるような活動を展開していく。

[センター病院]

「経営品質」のフレームに照らして、現場の感じる課題、現場が受けた苦情を改善課題としてとらえ行動するためのシステムづくりを進める。

【病院実習の受け入れ体制の強化】

[附属病院]

- ・各部門の実習カリキュラムについて内容の充実を図っていく。
- ・各部門での受け入れ実績、実習内容などをレポートとしてホームページ上に掲載し、院内外へ情報提供を行っていく。
- ・実習生の意見や感想などを募り、病院ホームページなどで発表していく。

[センター病院]

- ・各部署における実習カリキュラム等を作成し、実習内容の充実を図る。
- ・実習受入概要及び実績等をホームページで公開する。
- ・実習生へのアンケート実施を行う。

V 法人の経営に関する目標を達成するための取組

1 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組

(1) 運営交付金に関する目標を達成するための具体的方策

新たな財源として、寄付金確保の方策、施設使用料の拡大について具体的に検討し、可能なものから実施する。「経費の抑制」として、契約手法の見直しを引き続き行うと共に、メリットシステムの導入など、執行課が自ら積極的に効率的な執行を行うような仕組みづくりを検討する。

以上の取組を行うことにより、考え方を超える経過措置としての運営交付金を平成22年度までの解消を目指し、減少させる。

(2) 自己収入の増加に関する目標を達成するための具体的方策

【収入を伴う事業の実施】

- ①② 自主自立的な大学運営を目指し、本学として必要な経費を精査するとともに、他大学の学費の状況等を勘案し、学部別の授業料の導入など、本学独自の授業料を検討し、料金の上限の改定に向けた作業を進める。
- ③ 授業料収入の口座引落利用率を上げるとともに、17年度に導入したコンビニ収納を活用することで学生等の利便性を向上する。クレジットカードの導入について、コストパフォーマンスの検討を行う。

【多様な収入の確保】

- ① 公開講座の広報としては、新たに神奈川県中小企業センターのホームページに情報の掲載をはじめるとして広報手段を開拓する。収納方法については、コンビニでの収納を引き続き実施する。
- ② 知的財産の適正な管理を進めるとともに、技術移転機関等を活用した企業等への出願内容の公表や、技術移転を積極的に進める。
- ③ 他大学を参考に、寄付のメニュー、制度、寄付拡大のための具体的な方策等を検討し、寄付拡大のための仕組みづくりを行う。
- ④ ・市大交流プラザ「いちょうの館」を大学と地域、市民、企業、卒業生等との交流の場としてさらに活発に活用していくため、地域や市民、企業、卒業生の方々などの情報コーナーを新たに設置・運営するとともに、学生の課外活動等の発表の場として活用することにより、相互の交流の促進を図る。
 - ・他大学の事例や他の公共施設の事例を参考とし、施設利用にかかる学内ルール及び学外者への貸出ルールの見直しを行う。

【科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加】

- ① 国家プロジェクト等、外部研究費応募相談などの支援や、研究情報の積極的な提供など、企業等との共同研究マッチング支援を推進する。

- ②外部研究費に関する情報提供、公募相談や、科学研究費補助金応募説明会など、外部研究費の申請に対する支援を実施するとともに、「教育研究費」は、科学研究費補助金等、外部研究費の申請を条件として交付する。
- ③民間企業との共同研究、受託研究を促進し、外部資金確保に努める。

(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための具体的方策

- ①組織及び事務職員等の配置の見直しを行い、簡素効率的な組織とするため機構改革を行う。
また、民間経験者を積極的に登用するなど、職員の意欲と能力を十二分に活かした少数精鋭による組織運営を進める。
- ②管理的経費の集約化、消耗品等の一括導入を可能なものから実施し、経費の節減に努める。
- ③教職員の省エネルギーに関する意識啓発の取り組みを実施し、キャンパスの使用エネルギーの現状分析・課題の整理をおこなうとともに消費エネルギーの抑制に努める。

【資産の効率的・効果的運用】

- ①・知的財産の取扱いに関する方針にしたがい、特許の出願・維持及び企業等への技術移転を推進する。
 - ・市大交流プラザ「いちょうの館」を大学と地域、市民、企業、卒業生等との交流の場としてさらに活発に活用していくため、地域や市民、企業、卒業生の方々などの情報コーナーを新たに設置・運営するとともに、学生の課外活動等の発表の場として活用することにより、相互の交流の促進を図る。
 - ・他大学の事例や他の公共施設の事例を参考とし、施設利用にかかる学内ルール及び学外者への貸出ルールの見直しを行う。
- ②社員教育の請負に関する調査等を生涯学習運営委員会で引続き検討する。
- ③高額な設備・機器等の利用実態を点検するとともに、地域結集型共同研究事業で使用したNMR700については、学外との共同利用を進めるなど学部資金の獲得に努める。また、環境ホルモン研究施設等の高額な設備・機器については、共同利用を検討する。
- ④余裕資金の安全かつ効率的な運用を行う。

(4) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための具体的方策

【計画的な施設設備の整備・改修を進め、既存施設の効率的な維持・管理を進めるための取組】

- ①耐震改修について、本校舎の基本計画・基本設計に着手する。
また、引き続きユニバーサルデザインの視点による既存施設整備を実施する。
- ②引き続き省エネルギータイプの機器を導入し、エネルギー使用の効率化、抑制を図る。

【施設の有効活用の推進による教育研究活動の充実及び活性化】

引き続き利用状況実態調査を実施し、施設利用計画を修正するとともに施設整備を実施する。

【ISO14001の取得・運用】

取得のための課題整理、推進体制の構築等取得準備を実施する。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組

(1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための具体的方策

【全学的な経営戦略の確立】

- ①会計監査人等を活用して法人の決算分析を行い、今後の法人経営の改善について検討する。
- ②法人評価委員会、経営審議会等、学外有識者の意見を積極的に業務に反映させ、効率的な運営に努める。

【運営組織の効果的・機動的な運営】

- ①・経営審議会、教育研究審議会、経営会議、部課長会、教育会議、教育研究会議などの定例会議における議題を整理し、報告事項や決定事項、継続審議事項などの新たな区分を設け、決定事項や報告事項などが、速やかに法人内に周知徹底できる仕組みを構築する。
- ②・経営審議会、教育研究審議会、経営会議、部課長会、教育会議、教育研究会議などの定例会議における議題を整理し、報告事項や決定事項、継続審議事項などの新たな区分を設け、決定事項や報告事項などが、速やかに法人内に周知徹底できる仕組みを構築する。
 - ・教員組織と事務組織について多様な雇用形態を活用しながら、より連携強化を図る。

【全学的視点からの戦略的な学内資源配分】

- ①予備費を柔軟かつ機動的に活用すると共に、予算総額における適正な予備費の割合を検討する。
- ②・外部研究費の間接経費の一部を、大学の管理経費として全学的視点から活用する。
 - ・大学における管理経費のうち研究にかかる経費を分析し、外部資金のなかから一定割合を負担させるための考え方を整理する。

【経営情報の公開】

法人の決算データを整理し、経営管理情報の公開方法について検討する。

【内部監査機能の充実】

- ①監事監査、会計監査及び内部監査人監査が有機的に連携し、それぞれの持つ機能を相互に補完しあうよう協力して内部監査を実施する。
- ②監事監査計画と調整を図りつつ内部監査計画を立案し、法人経営に資するよう効率的で効果的な内部監査を実施する。

(2) 人事の適正化に関する目標を達成するための具体的方策

【新たな人事制度の構築】

- ①18年採用の事務系固有職員への任期制の導入を図るとともに、他の職種の固有職員への導入を検討する。
- ②19年度の年俸への反映に向けて評価制度を実施する。

【公募制の導入及び雇用形態の多様化】

- ①教員人事委員会により、公正性・透明性・客観性をもって教員人事を行う。
- ②英語で授業のできる教員など、多様な人材の確保に向け、公募・選考を推進する。
- ③教育課程の多様化を図るため、特別契約教授の制度を立ち上げ、採用を実施する。

【教員評価制度の導入と効果的な運用】

- ①19年度の年俸への反映に向けて評価制度を実施する。
- ②学外者を含め構成される教員評価委員会により、評価の公正性・客観性を確保する。

【年俸制の導入と制度の確立】

19年度の年俸制導入に向けて評価を実施する。

【任期制の導入】

- ①任期制への理解を深める。
- ②法人における新しい人事制度の定着を見ながら、具体的な審査方法の検討を進める。

【職階の簡素化と昇任体系の構築】

昇任審査を実施する。

【適切な人件費管理】

- ①特別契約教授を採用するなど、適切な人件費管理を行う。
- ②より職務職責に応じた給与制度となるよう、給与構造の見直しを含め、中期計画期間中の人件費の執行について、特殊勤務手当の原則廃止など状況を見極めながら、再度計画を見直し、修正を行う。

【専門職員の人事】

- ①引き続き専門的な知識・経験を有する専門職を採用する。
- ②19年度の年俸への反映に向けて評価を実施する。

- ③より職務職責に応じた給与制度となるよう、給与構造の見直しを含め、給与制度の改革の趣旨に沿った人事給与制度、評価制度を検討する。

【市派遣職員の段階的解消】

固有職員を採用し、計画的に派遣職員の解消を図る。

(3) 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための具体的方策

【事務処理の簡素化及び迅速化】

他大学や他団体における事務処理制度等の事例研究を行い、電子決裁制度の構築に向けた検討を開始する。

また、各所属における情報の受伝達についても、ペーパーレス化の徹底を再度行い、紙ベースでの資料の配付を縮減させる。

【簡素で効率的な組織の構築】

民間の視点を持って、事業手法等の見直しを図り、委託化、外部化を推進する。

3 広報の充実に関する目標を達成するための取組

【広報活動の推進】

- ①引き続き、大学広報の企画及び総合調整にあたりると同時に、大学内外に対する広報を充実させ、大学広報へ学生参加を推進する。
- ②新たに正式に大学を紹介するパンフレットを作成すると同時に、大学 Web サイトの充実を含めインターネットやラジオなどの多様な媒体を使った広報を展開する。
- ③市大交流プラザ「いちょうの館」を大学と地域、市民、企業、卒業生等との交流の場としてさらに活発に活用していくため、地域や市民、企業、卒業生の方々などの情報コーナーを新たに設置・運営するとともに、学生の課外活動等の発表の場として活用することにより、相互の交流の促進を図る。

VI 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

を達成するための取組

1 評価の充実及び評価結果等の公開に関する目標を達成するための取組

【自己点検・評価の改善】

- ①全学的組織として設置した大学評価本部を円滑に運営する。
- ②③④大学評価本部において、自己点検・評価を効率的に実施するための方法、評価項目、評価指標等について検討を行う。

【評価結果を大学運営の改善に反映する体制の構築】

- ①17年度計画に関する業務実績についての自己点検評価や法人評価委員会の評価結果を大学の運営や教育研究活動の改善・充実に反映する体制の構築を図る。
- ②17年度計画に関する業務実績についての自己点検評価や法人評価委員会の評価結果を踏まえ、経営審議会及び教育研究審議会等において大学運営の改善に向けた検討を行う。

Ⅶ その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組

1 安全管理に関する目標を達成するための取組

【学生や教職員の安全の確保】

- ①労働安全衛生委員会を開催する。職場巡視を実施する。
- ②施設設備の定期点検を確実に実施し、不具合を未然に防ぎ、安定稼働を実現する
- ③危機管理計画の一環として、安全管理マニュアルの見直しを行い、学生も含めた実地防災訓練を行う。
- ④・ハラスメント防止委員会規程及びガイドラインの見直しを行う。
・ハラスメント防止の啓発研修を実施する。

【防災対策の強化】

実地防災訓練を実施するとともに、学生ボランティアの組織化に向けた検討を行う。学内において学生や教職員を対象とした普通救命講習を開催するほか、教職員管理職が防火管理者資格を修得する仕組みを検討する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための取組

各所属における個人情報保護に向けた取組のチェックを引き続き行うとともに、研修会を開催する。

Ⅷ 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成18年度 予算

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 収入 | |
| 運営交付金 | 12,867 |
| 自己収入 | 34,598 |
| 授業料及び入学金検定料収入 | 2,521 |
| 附属病院収入 | 31,357 |
| 雑収入 | 720 |
| 受託研究収入等 | 990 |
| 長期貸付金収入 | 46 |
| 長期借入金収入 | 861 |
| 計 | 49,362 |
| 支出 | |
| 業務費 | 47,120 |
| 教育研究経費 | 2,684 |
| 診療経費 | 18,269 |
| 一般管理費 | 1,191 |
| 人件費 | 24,976 |
| 長期貸付金 | 46 |
| 施設整備費 | 1,602 |
| 受託研究費等 | 576 |
| 長期借入金償還金 | 18 |
| 計 | 49,362 |

2 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位 百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 費用の部 | 49,857 |
| 經常費用 | 49,857 |
| 業務費 | 46,517 |
| 教育研究経費 | 2,684 |
| 診療経費 | 18,281 |
| 受託研究費等 | 576 |
| 役員人件費 | 64 |
| 教員人件費 | 10,316 |
| 職員人件費 | 14,596 |
| 一般管理費 | 1,187 |
| 財務費用 | 22 |
| 減価償却費 | 2,131 |
| 臨時損失 | 0 |
| 備品費 | 0 |
| 収入の部 | 49,705 |
| 經常利益 | 49,705 |
| 運営交付金 | 12,149 |
| 授業料収益 | 2,203 |
| 入学金収益 | 248 |
| 検定料収益 | 70 |
| 附属病院収益 | 31,357 |
| 受託研究等収益 | 990 |
| 雑益 | 720 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 163 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 1,805 |
| 臨時利益 | 0 |
| 物品受贈益 | 0 |
| 債権受贈益 | 0 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 0 |
| 純損失 | 152 |

[純損失について]

前年度に長期借入金を財源として整備した施設に関する減価償却費の計上等の影響により純損失が生じている。

3 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位 百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|--------|
| 資金支出 | 49,362 |
| 業務活動による支出 | 47,692 |
| 投資活動による支出 | 1,648 |
| 財務活動による支出 | 22 |
| 資金収入 | 49,362 |
| 業務活動による収入 | 48,455 |
| 運営交付金による収入 | 12,867 |
| 授業料及び入学金検定料による収入 | 2,521 |
| 附属病院収入 | 31,357 |
| 受託研究収入等 | 990 |
| その他の収入 | 720 |
| 投資活動による収入 | 46 |
| 財務活動による収入 | 861 |

IX 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

40億円

2 想定される理由

運営交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすること。

X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

X I 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。